

一般財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般財団法人山形コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が実施するコンベンション開催助成金の交付事務の取り扱いに際し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 助成金の交付対象は、ビューロー開催支援要綱に定める支援対象であり、さらに次の各号に掲げる要件のすべてを満たすコンベンションとする。

- （1）全国規模以上かつ会期が1泊2日以上で開催されるもの。ここでいう全国規模とは、参加対象地域の範囲が東北地方を超えるものをいう。また、会期が1日であっても、宿泊を伴い、その前後にエクスカーションが開催されるものは対象とする。
 - （2）現地宿泊参加者について、全国規模のものにあつては国内（県外）及び国外在住者100人以上（ただし、オンライン参加を組み合わせたハイブリッド開催とする場合には、オンライン参加者に対して山形県観光等のPRを行うことを要件とし、国内（県外）及び国外在住者60人以上とすることができる。）、国際規模のものにあつては国外在住者10人以上であるもの。また、国際規模とは日本国外から参加者を募り、日本を含む2以上の国または地域からの現地宿泊参加者がいるものとする。
 - （3）国または該当する地方公共団体の主催事業でないもの。
 - （4）国または該当する地方公共団体から本助成金以外の開催支援補助金等の交付を受けていないもの。ただし、当該地方公共団体において特に認めるものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認めたもの。

（交付対象経費）

第3条 交付対象とする経費は、コンベンション開催に係る会場費、人件費、通信費等とし、参加者の旅費、宿泊費、飲食費等の個人給付に該当するものは対象としない。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象コンベンションに係る総事業費からその費用に充てるための会費その他収入の額を控除した額または次の各号により算出して得た合計額のいずれか低い額とする。

- （1）村山広域圏の宿泊施設に宿泊した参加者一人につき、別表に掲げる区分に応じ当該参加者の数を乗じて得た額の合計額。
- （2）国際規模の場合で、現地会場と海外をつないで実施するためのハイブリッド開催に係る経費（オンライン配信に係る機材リース料、回線使用料、システム構築費、

人件費等)の合計額。ただし、対象コンベンションごとに1,000,000円を限度額とする。なお、当該対象経費に対して前号の規定により算出した助成金を充てることはできないものとし、また、当該対象経費に他団体から補助がある場合は、その金額を対象経費から除く。

2 助成金の額は、ビューローの予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする主催者は、対象コンベンションの開催日の40日前の日までにビューローに対しコンベンション開催助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開催するコンベンションの開催概要が分かる資料
- (2) 開催するコンベンションの主催者の概要が分かる資料
- (3) 開催コンベンション収支予算書(様式第2号)
- (4) その他ビューローが必要とする書類

2 主催者は、前項の助成金の交付の申請にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第266号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更申請)

第6条 主催者が申請書の内容を変更しようとする場合は、ビューローに対し変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。なお、軽微な変更とは、内容の変更に伴う助成金の額の増減が交付決定額の2割を超えないものとする。

(決定通知)

第7条 ビューローは、提出された申請書等を審査し、交付を適当と認める場合はその決定の内容を主催者に通知するものとする。(様式第4号)

(実績報告)

第8条 主催者は、事業完了後10日を経過する日又は当年度3月5日のいずれか早い日までに次の各号に定める書類をビューローに提出しなければならない。ただし、第3条第1項第1号別表(2)のみを交付申請した場合は、事業完了後10日を経過する日又は当年度3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。なお、

この場合の年度は4月1日から3月31日とする。

- (1) コンベンション開催助成金実績報告書(様式第5号)
 - (2) 開催コンベンション収支決算書(様式第6号)
 - (3) 宿泊証明書(様式第7号)または宿泊参加者名簿(様式第8号)
 - (4) その他ビューローが必要とする書類
- 2 主催者は、実績報告書の提出にあたり、第4条第2項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付)

第9条 ビューローは、主催者の提出する実績報告に基づき、該当する地方公共団体に開催支援補助金の交付を申請し、当該補助金を受領後、主催者へ交付額の確定を通知し(様式第9号)、助成金を交付する。

(交付取消等)

第10条 ビューローは交付の確定後に、次の各号に該当する事項が生じた場合は、主催

者に対し助成金交付決定を取消するとともに、既に助成金を交付した場合は返還を求めることができる。(様式第10号)

- (1) 助成金の交付申請の取消の申し出があった場合。
- (2) 本要綱の規定に違反した場合。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 主催者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、返還の有無にかかわらず、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第11号により速やかにビューローに報告しなければならない。

2 ビューローは、前項の報告があった場合には、必要に応じ当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の備え付け)

第12条 主催者は、事業完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出についての証拠書類を整理保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成14年6月21日から施行した「財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要領」及び付随する要綱は、前述附則の施行にともない廃止無効とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成17年4月1日から施行した「財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要領」及び付随する要綱は、前述附則の施行にともない廃止無効とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第3条第1項第1号関係）

	日本国内 （山形県外）に 在住の宿泊を 伴う参加者 一人につき	日本国外に 在住の宿泊を伴う 参加者 一人につき
（１）宿泊市町：村山広域圏（※）		
要 件	交付額（円）	交付額（円）
【開催規模が全国規模の場合】 村山広域圏に宿泊した国内（県外）及び国外在住の参加者数が100人以上 （ハイブリッド開催の場合は 村山広域圏に宿泊した国内（県外）及び国外在住の参加者数が60人以上）	3,000	10,000
【開催規模が国際規模の場合】 村山広域圏へ宿泊した国外在住の参加者数が10人以上		

	日本国内に 在住の宿泊を伴う 参加者 一人につき	日本国外に 在住の宿泊を伴う 参加者 一人につき
（２）宿泊市：山形市・上山市・天童市		
要 件	交付額（円）	交付額（円）
【開催規模が全国規模の場合】 山形市、寒河江市、上山市、天童市への合計宿泊人数が200人以上	500	2,500
【開催規模が国際規模の場合】 山形市、寒河江市、上山市、天童市への合計宿泊人数が50人以上		

（１）及び（２）の宿泊市町の宿泊施設に宿泊し、それぞれの要件を満たす場合、（１）及び（２）の両方、もしくはどちらかのみの交付申請も可能とする。

対象となる人数は、それぞれ該当する宿泊市町に宿泊した人数とする。なお、宿泊人数は、実人数とする。

（※）村山広域圏とは、山形市・寒河江市・上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町をいう。